

おみせ応援保証サービス利用規約

第1条（会員規約の適用）

1. NIPPON Platform 株式会社（以下「当社」といいます。）は、NIPPON Platform グループ加盟店規約及びスマートデバイスレンタル規約に基づき、当社加盟店としてスマートデバイスのレンタル契約を締結し、且つおみせ応援保証サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に同意し、おみせ応援保証サービス（以下「本会」といいます。）の入会を申し込まれた方で、当社が入会を認めた方を本会員とします。
2. 当社は本規約に基づき、本会員に対し本規約に定める各会員特典（以下「特典」といいます。）を提供します（特典の具体的内容は、【別表】一特典の内容及び適用条件一によるものとします。）。当社が本会員に対し特典を提供することを以下「本サービス」といいます。
3. 本規約に定める規定は全て NIPPON Platform グループ加盟店規約及びスマートデバイスレンタル規約に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の規定がないものについては、NIPPON Platform グループ加盟店規約及びスマートデバイスレンタル規約に記載されている内容によるものとします。

第2条（本サービスの対象単位）

1. 本サービスは、当社が本会への入会を認めた時点において、当社に登録されているシリアルナンバーの当社指定スマートデバイス（以下「提供対象端末」といいます。）に対して提供します。
2. 当社が認めた場合のみ、提供対象端末を変更することができます。

第3条（会員特典の適用）

1. 本会員は、提供対象端末を当社が指定する場所へ送付のうえ、当社所定の手続きをすることにより本サービスを利用することができます。ただし、盗難・紛失等の事由により提供対象端末の提示が困難な場合は、この限りではありません。
2. 本会員が当社を介さない修理を行った場合、それ以降は会員特典の適用を受けることができません。
3. 本サービスは、本サービス適用事由発生時（事故発生時）に本会へ加入いただいていることを条件に適用いたします。なお、本サービスは、以下の各特典により構成され、具体的内容は、【別表】一特典の内容及び適用条件一によるものとします。
 - ① 故障・破損・水濡れ等保証サービス
 - ② 盗難・紛失保証サービス
 - ③ 提供対象端末交換サービス

第4条（特典の提供対象）

当社が特典を提供する対象は、提供対象端末で且つレンタル契約が有効である場合に限るものとします。

第5条（本会への入会の申込み）

本会への入会の申込みを行うときは、当社所定の手続きにより申込みものとします。

第6条（退会手続）

1. 本会員が本会の退会を希望する場合は、当社所定の手続きにより届け出るものとし、手続きが完了した時点で本会を退会するものとします。
2. 前項にかかわらず、提供対象端末の到着日から30日以内に本会員から退会の申し出があれば、当該本会員による入会の申込みを申込日に遡って取り消すものとします。

第7条（当社が行う退会手続）

1. 当社は、本会員が、本会の月額保証料その他の債務について、その支払期日を経過しても支払わないときは、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず、本会員を退会させることができるものとします。
2. 本会員が、次のいずれかに該当した場合、その他当社が不適格と認めた場合は、当社は本会員に対しなんらの催告等を要せず本会員を退会させることができるものとします。
 - ① 入会時に虚偽の申告をした場合
 - ② 本規約、NIPPON Platform グループ加盟店規約又はスマートデバイスレンタル規約のいずれかの規定に違反した場合
 - ③ 月額保証料の不払い等当社に対する債務の履行を怠った場合
 - ④ 特典の利用状況等が適当でないと判断された場合
 - ⑤ 住所変更の届けを怠る等、本会員の責めに帰すべき事由により本会員の居所が不明となり、又は当社が本会員への通知・連絡が客観的に不能と判断した場合

第8条（レンタル契約の解約）

本会員が当社加盟店の地位を喪失したとき、及び当社又は本会員が提供対象端末のレンタル契約を解約したときは、当該本会員は本会を退会するものとします。

第9条（本サービス適用期間）

本サービスの適用期間は、本会への入会の申込みを受け当社がそれを承諾した日から退会の日までとします。

第10条（月額保証料）

本会の月額保証料は、別途当社が定める料金表によるものとし、本会員は本サービス適用開始日の翌月 1 日以降の月額保証料を支払うものとし、但し、本会員が当社が別途加盟店に提供するサービスプランに加入する場合は、この限りではなく、同サービスプラン所定の料金が適用されるものとし、

第 1 1 条（月額保証料の支払い）

1. 本会員は、別途当社が定める方法により、前条に定める月額保証料を前月末日に支払うものとし、
2. 当社は、本会員が支払った月額保証料は理由の如何を問わず返還しないものとし、（月中に退会した場合を含みます。）。

第 1 2 条（消費税相当額の加算）

第 10 条、第 11 条及び別表の規定により本会員が支払う金額は、それぞれに規定する額に消費税相当額（消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。）を加算した額とします。

第 1 3 条（延滞利息）

本会員は、月額保証料その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その支払期日を経過してもなお、支払がない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 6.0%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第 1 4 条（特典の提供義務の免責）

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとし、

- ① 本会員の故意又は重過失によって生じた故障、破損、滅失、水漏れ、全損等の場合
- ② 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- ③ 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- ④ 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- ⑤ その原因等について虚偽の報告がなされたことが明らかとなった故障等の場合
- ⑥ 提供対象端末が不当に修理・改造された形跡があると当社が認めた場合
- ⑦ 本会員が月額保証料その他の債務の支払いを現に怠っている場合

第 1 5 条（規約の変更、承認）

当社は、本規約、特典の内容を本会員に通知することなく変更することがあります。この場合には、特典及びその他の提供条件は、変更後の本規約によるものとし、

—附則—

本規約は2018年5月1日より適用いたします。

(制定日) 2018年5月1日

(改定) 2019年11月5日

(改定) 2020年1月10日

【別表】

—特典の内容及び適用条件—

以下の各サービスの提供は、サービス 1 回につき 10 万円相当額を限度とします。なお、各サービスの提供には、第 11 条に定める月額保証料のお支払いが条件となります。

1. 故障・破損・水濡れ等保証サービス（内容：故障、破損、水濡れ等の場合の修理サービス及び代替品交換）

- ① 提供対象端末は当社が指定する場所へ送付いただきます。
- ② 当社が修理不能と判断した場合は、提供対象端末と同機種もしくはその時に供給できる提供対象端末と同様の機能をもった端末と交換します。
- ③ ただし、スマートデバイスレンタル規約第 10 条第 2 項の条件を満たした場合には、故障・破損・水濡れ等保証サービスを適用せず、当社は正常な提供対象端末と交換します。

2. 盗難・紛失保証サービス（内容：盗難・紛失等の購入価格補填）

- ① 警察署への届出を証明する書類、若しくは当該事由を証明するその他の書類（以下総称して「証明書類」といいます。）を提出していただきます。証明書類をご提出いただけない場合、盗難・紛失保証サービスの適用をうけることはできません。
- ② 当社が盗難・紛失と判定した場合は、提供対象端末と同機種もしくはその時に供給できる提供対象端末と同様の機能をもった端末を提供します。
- ③ 盗難・紛失保証サービスを適用した日から起算して 6 ヶ月を経過する日までの期間は、盗難・紛失保証サービスの適用を受けることはできません。
- ④ 盗難・紛失保証サービス適用の前提となる盗難・紛失の判定は当社が行うものとします。
- ⑤ 盗難・紛失した提供対象端末を発見または回収した場合は、遅滞なく当社に連絡し、当該提供対象端末を当社が指定する場所に送付いただきます。

3. 提供対象端末交換サービス

当社は、本会員が以下の条件のいずれにも該当する場合は、当該提供対象端末を正常な提供対象端末と交換します。なお、交換により提供する端末は、交換時に当社から提示する機種の中から選択していただきます。

- ① 提供対象端末の 2 年以上のご利用
- ② 交換日を基準日として 2 年以内に一度も本サービスを利用していない
- ③ 提供対象端末が、老朽し機能が劣化したと当社が判断した場合
- ④ 提供対象端末の当社指定場所への送付